事務連絡

令和７年７月22日

介護老人保健施設管理者　様

介護医療院管理者　様

（介護予防）短期入所療養介護管理者　様

静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課長

介護老人保健施設等の多床室の室料負担導入についての介護給付費算定に

係る体制等に関する届出について（依頼）

日頃、県の高齢者福祉施策の推進について、御理解・御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このことについて、令和６年度介護報酬改定のうち、介護老人保健施設、介護医療院及び（介護予防）短期入所療養介護に係る多床室の室料負担の導入が、令和７年８月１日より下記のとおり施行され、居住費の基準費用額が引き上げられる一方で、室料相当額控除が適用されることとなりました（令和７年６月20日付け厚生労働省老健局老人保健課及び介護保険計画課事務連絡「令和７年８月からの室料相当額控除の適用について」参照）。

次の①～③に該当する施設・事業所は、漏れなく、室料相当額控除の適用の有無にかかわらず

今回、「該当」か「非該当」かの届出をしていただく必要があります。

　令和７年８月１日（金）までに、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を提出してくださるようお願いします。

記

１　上記のうち室料相当額控除が適用される対象施設

①介護老人保健施設（次のサービス提供施設のうちいずれの※も満たす介護老人保健施設は「該当」を選んでください。）

・介護保健施設サービス費(Ⅰ)の介護保健施設サービス費(ⅲ)及び(ⅳ)

・介護保健施設サービス費(Ⅱ)の介護保健施設サービス費(ⅱ)

・介護保健施設サービス費(Ⅲ)の介護保健施設サービス費(ⅱ)

・介護保健施設サービス費(Ⅳ)の介護保健施設サービス費(ⅱ)

※「その他型」又は「療養型」の介護老人保健施設

　令和６年度において、介護保健施設サービス費(Ⅱ)、介護保健施設サービス費(Ⅲ)又は介護保健施設サービス費(Ⅳ)を算定した月が、介護保健施設サービス費(Ⅰ)を算定した月より多い（７か月以上である）こと

※当該施設の療養室（多床室）の１人当たりの床面積が８㎡以上（療養室に係る床面積の合計を入所定員で除した数が８以上）であること

※ユニット型でないこと

②介護医療院（次のサービス提供施設のうちいずれの※も満たす介護医療院は「該当」を選んでください。）

・Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅰ)のⅡ型介護医療院サービス費(ⅱ)

・Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅱ)のⅡ型介護医療院サービス費(ⅱ)

・Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅲ)のⅡ型介護医療院サービス費(ⅱ)

・Ⅱ型特別介護医療院サービス費のⅡ型特別介護医療院サービス費(ⅱ)

※Ⅱ型介護医療院又はⅡ型特別介護医療院

※当該施設の療養室（多床室）の１人当たりの床面積が８㎡以上（療養室に係る床面積の合計を入所定員で除した数が８以上）であること

※ユニット型でないこと

③短期入所療養介護（次のサービス提供施設のうち※を満たす短期入所療養介護事業所は「該当」を選んでください。）

・介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅲ)及び(ⅳ)

・介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ)

・介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ)

・介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ)

※介護老人保健施設が行う短期入所療養介護⇒　上記①を準用

・Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)のⅡ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)

・Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)のⅡ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)

・Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)のⅡ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)

・Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)

※介護医療院が行う短期入所療養介護　　　　⇒　上記②を準用

２　導入内容

・室料相当額控除として▲26単位/日

・基準費用額（居住費）について＋260円/日

※　利用者負担第１～３段階の者（生活保護受給者や市町村民税非課税世帯等）については、基準費用額（居住費）を増額することで、補足給付により利用者負担を増加させない取扱いとする。

３　体制等状況一覧表への記載方法

|  |  |
| --- | --- |
| **室料相当額控除** | □　1 非該当  　□  2 該当 |

貴施設種別用の一覧表の右欄のどちらかを

黒く塗りつぶしてください｡

担　　当　介護指導第１班（鈴木）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　054-221-2409